

主要農産物の種子生産にかかわる県条例の制定を求める意見書

戦後の日本の農業と国民の食生活を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」）が平成 30 年 4 月 1 日をもって廃止された。

種子法は、昭和 27 年に戦後の食料増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子生産・普及を進める必要があるとの観点から制定された。

同法に基づき、これまで静岡県は高品質な原種・原原種の生産・供給や県の主要農産物である米・麦・大豆の品種開発、品質の向上など、地域農業の振興に大きな役割を果たしてきた。

種子法の廃止は、米・麦・大豆の種子を 100%国産で賄うことを維持してきた法的根拠と、その財源が失われることになる。

とりわけ基幹作物としての米は、価格面、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で危機的な影響を受けることが懸念される。

さらに、本案廃止法と並行して成立した「農業競争力強化支援法」においては、種苗に関する知見と施設を全て民間に積極的に提供すること、また、銘柄の集約の取り組みを促進することも定められている。

このことは、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起こることを危惧している。また、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されており、それらは日本の食の安全、食料主権が脅かされることであり、静岡県の農業・農家、そして消費者にとって重大な問題である。

種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財源措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がされている。

よって、静岡県においては、今後も現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農産物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、主要農作物の種子生産にかかわる条例を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 7 月 1 日

静岡県島田市議会

静岡県知事 様